

【危険物編】

Q 1 灯油の使用期限は？

1年以上前に購入した灯油は、使用しても大丈夫でしょうか？



A 1

古くなった灯油を使用すると、異常燃焼を起こし、火災になる危険があります。

また、暖房器具などの故障に繋がる可能性もあります。

灯油は無色透明ですが、劣化が進むと変色したり、酸っぱい臭いがすることがあります。劣化を見分けるのは非常に難しいため、1シーズンを目安に使い切ることを推奨しています。

万一使い切れなかった場合は、購入した店舗や最寄りのガソリンスタンドなどにお尋ねください。絶対に、川や下水などに流さないようにしましょう。

Q 2 ガソリン販売

ガソリンスタンドで、ガソリンを購入できると聞いたのですが・・・



A 2

ガソリンは、引火点が低く大変危険な危険物です。ガソリンスタンドで購入できますが、ガソリン専用の容器に詰替えることが原則となります。灯油用ポリ容器には入れることが出来ませんのでご注意ください。

また、セルフのガソリンスタンドであっても、従業員による詰替えが必要です。お客様自身で詰替えることがないようお願いします。

ガソリン購入時は、顧客の本人確認や、使用目的の確認が消防法で義務付けられています。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



Q 3 静電気は危ない？

セルフのガソリンスタンドで静電気除去シートに触れなくても大丈夫ですか？

A 3

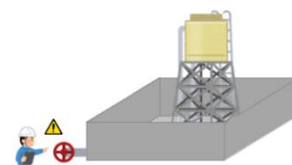
目には見えませんが、ガソリンからは可燃性蒸気が出ています。私たちの身体に静電気が蓄積されていると、その静電気が火源となり可燃性蒸気に引火する危険

があります。ガソリンスタンドで給油する際は、給油口を開ける前に必ず「静電気除去シート」に触れるようにしましょう。



Q 4 防油堤のバルブ

屋外危険物タンクの防油堤（囲い）に、水抜きバルブがありますが、雨水が溜まるので、日頃は開放していても問題ないでしょうか？



A 4

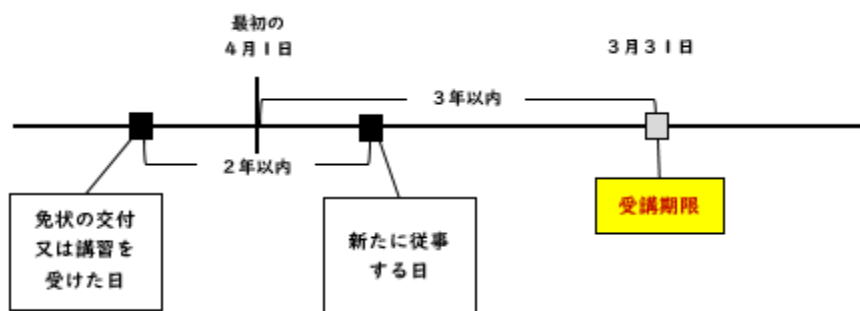
水抜きバルブは、常時閉鎖して管理してください。防油堤は、万一タンクから危険物が漏えいした際に、周囲へ流出するのを防止するために設置されています。雨水が溜まった際は、その都度バルブを開放し、排水してください。

Q 5 免状を持っていますが・・・

危険物取扱者の免状を持っています。今回就職して危険物の取扱作業に従事することになりました。過去に保安講習を受講したことがありませんが、問題ないでしょうか？

A 5

危険物の取扱作業に従事することになった日から１年以内に、保安講習を受けていただければ大丈夫です。また、従事することとなった日の過去２年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以降における最初の４月１日から３年以内に受講していたら大丈夫です。



Q 6 家庭で危険物を貯蔵する場合は届出が必要でしょうか？

A 6 はい、貯蔵・取扱い数量により、届出や許可が必要になります。下図を参考にしてください。

物品名	指定数量	数量の基準	数量	届出等
ガソリン	200L	1/5未満	40L未満	—
		1/5以上指定数量未満 (個人の場合1/2以上)	40L以上200L未満 (100L以上200L未満)	少量危険物届出
		指定数量以上	200L以上	許可
アルコール	400L	1/5未満	80L未満	—
		1/5以上指定数量未満 (個人の場合1/2以上)	80L以上400L未満 (200L以上400L未満)	少量危険物届出
		指定数量以上	400L以上	許可
灯油・軽油	1,000L	1/5未満	200L未満	—
		1/5以上指定数量未満 (個人の場合1/2以上)	200L以上1,000L未満 (500L以上1,000L未満)	少量危険物届出
		指定数量以上	1,000L以上	許可
重油	2,000L	1/5未満	400L未満	—
		1/5以上指定数量未満 (個人の場合1/2以上)	400L以上2,000L未満 (1,000L以上2,000L未	少量危険物届出
		指定数量以上	2,000L以上	許可

※少量危険物届出は管轄消防署まで
※許可申請は予防課危険物係まで

Q 7 指定数量の倍数の計算方法を教えてください。

A 7 はい、計算は次のとおりです。

倍数計算のおさらい

危険物の倍数を計算してみましょう！

250ℓ



ガソリン

60ℓ



軽油

500ℓ



重油

危険物の種類別に
計算します！

【指定数量】

- ・ガソリン200ℓ
- ・軽油1,000ℓ
- ・重油2,000ℓ

250ℓ

200ℓ

+

60ℓ

1,000ℓ

+

500ℓ

2,000ℓ

=

合計倍数

1.56 倍

↓

許可申請が必要

Q 8 自宅で貯蔵している危険物の数量は指定数量の1/5未満なのですが、何か気を付けることはありますか？

A 8 はい、佐賀中部広域連合火災予防条例で、数量にかかわらず次の規制があります。

- ・みだりに火気を使用しない。
- ・常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要なものを置かない。
- ・危険物の漏れ、あふれ、又は飛散しないようにする。
- ・容器は、破損、腐食、さけめ等がないこと。
- ・容器は、みだりに転倒、落下させない。
- ・容器は、地震等により容易に転落、又は他の落下物により損傷を受けないようにする。



Q 9 危険物を軽トラックなどで運搬するときの注意事項を教えてください。

A 9 危険物の運搬については、容器や積載方法、運搬方法などが消防法で定められています。
なお、危険物取扱者の乗車は不要です。 (消防法第16条)

- ▷ 運搬容器・・・材質は鋼板、アルミニウム板、ブリキ板、ガラス他
※原則として落下試験等の基準に適合したもの
- ▷ 積載方法・・・漏れないよう容器に密閉して収容し、日光の直射や雨水侵入を防ぐ。
容器の外部に、危険物の品名、危険等級、数量等を表示する。
落下し、転倒し、若しくは破損しないように積載する。
※積み重ね高さ制限あり
- ▷ 運搬方法・・・摩擦、動揺を起こさないよう運搬する。

- ▷ 指定数量以上の危険物を運搬する場合
 - ・車両の見やすい位置に標識を掲げること。
 - ・適応する消火器を備えること。



- ▷ 乗用車等によりガソリンを運搬する場合の容器の構造及び最大容積
 - ・金属製ドラム缶・・・最大容積22L ※天板固定式
 - ・金属製容器・・・最大容積22L
 - ・プラスチック容器・・・最大容積10L ※国際海事機関が採択した表示（UN）及び容器記号
(プラスチックドラムを除く) 「三H一」が付されているものに限る。

